

小牧税務署請願行動は9月19日(火)に行います!

9月12日に実施とお伝えしていた小牧税務署請願行動の日付を、9月19日(火)に延期します。請願署名については、9月15日(金)までを目途に、最寄りの役員さんか事務局に預けてください。

電子帳簿保存法が来年1月から完全義務化されると、電子で送ったり受け取ったりした情報は、経過措置が定められてはいますが、



改ざん防止の措置、日付・金額・取引先での検索など、一定の要件を満たした形で保存することが必要になります。個人・小規模の業者が、実態を無視した設備投資を求められる事態を引

き起こしかねません。

また、税務署は法人に対しての申告書送付を取りやめています。納税者の個々の事情を無視して、申告の手続きを一律に電子化しようとする動きを強めています。

持参、郵送、紙と電子など、どのような形で申告を行うかは、納税者の自主申告権に属しています。全員が電子化すれば受け付けも調査もやりやすくなるからと、行政が強要するのは許されないことです。

今回は、岸田政権が税務相談停止命令制度を創設してから、最初の小牧税務署請願行動です。過去にない規模で署名を集めて、私たちの声をぶつけ、自主申告権を守りましょう。皆様のご協力をよろしくお願いいたします。

2023年
8月28日号
TEL 0587-54-0524
FAX 0587-54-1390

国民の声を集めてインボイス制度を止めよう!

皆さん、消費税インボイス制度の実施中止を求める請願署名を集めてください。

政府が今年10月から実施しようとしているインボイス制度は、年売上1000万円以下の免税業者に、消費税の申告納税の負担か業者間取引からの排除圧力かを選べと突き付けるものです。

インボイス制度について政府は当初、年売上が1000万円未満の免税業者が個人法人合わせて約400万者、ここから制度によって課税業者になる者は約160万者で、税収増は約2400億円と見込んでいました。

しかし開始が迫るにつれ、ずっと多くの人に影響を受けることが分かってきました。今、免税業者の数は

1000万者、インボイス制度による税収増は1兆円とも推定されています。増加分のほとんどはフリーランスや副業者など、免税業者の中でも売上額の少ない、経済的に余裕の無い層と考えられます。

消費税は大企業と個人業者に同じ税率を課す不公平な税です。毎年の滞納発生約半分が消費税なのは、制度そのものに無理があるからです。

10月に実施すべきはインボイス制度でなく消費税の減税・廃止です。



倉敷民商弾圧事件についてと支援署名のお願い

2013年5月、倉敷民商の会員だったI建設の申告の期ずれ(期末の月などの仕事を、入金時期から次年の売上に誤算入してしまうなど)を問題として、広島国税局が倉敷民商事務所と事務局員の家を家宅捜査し、翌14年に事務局員3人を起訴しました。

申告の期ずれは、税務調査で調査官が最初に調べるくらいに世間一般の申告で起こっており、通常ならば修正申告で終了します。本来、査察や起訴の対象ではありません。にもかかわらず管轄の税務署を飛び越えて国税局が、I建設ではなく民商事



務所と事務局員宅を査察しました。

税法で税務調査権は「犯罪捜査のために認められたものと解してはならない」と記されています。倉敷民商弾圧事件で国税局・検察は、修正申告こそが適切な問題に強制査察を行い、不当逮捕・起訴するという、何重もの間違いを起しました。

禰屋さんを有罪とした一審判決は高裁で破棄されましたが、地裁に差し戻されて以降は検察が立証を行えず、4年半以上も裁判は停滞しています。

禰屋さんは不当逮捕後、428日も身柄を拘束され、被疑者・被告人としてもう10年を、不自由な立場のまま過ごしています。

倉敷民商事件の支援署名にご協力をお願いします。